

刑事訴訟法 (配点 40 点)

【出題趣旨】

まず、X 線検査の適法性について、当該捜査方法が相手方のプライバシー権を侵害するものであるにもかかわらず、刑訴法上明確に定められていないことから、強制処分に当たらないかを検討する必要がある。強制処分該当性を判断するにあたっては、強制処分法定主義（刑訴法 197 条 1 項但書）の趣旨を検討したうえで、強制処分の意義を導き出し、本件捜査が強制処分に当たるかについて事実認定する必要がある。その上で、強制処分に当たるとするならば、刑訴法上強制処分として法定されたいずれかの類型にあたるか否かまで検討してほしい。

強制処分には当たらないと考えた場合には、任意処分として、捜査比例原則を適用し、必要かつ相当な処分と言えるかの判断をする必要がある。

次に、X 線検査が違法であると判断した場合には、本件覚醒剤が違法収集証拠として排除されないかの問題となる。違法収集証拠排除法則については、その意義、根拠、規範を明確に述べたうえで、問題となる事実を摘示して結論を導き出すことが求められる。

以上